

陳 情 第 77 号	令 8. 9. 16 受 理
(件 名) 生活保護受給者等の生活困窮層における市民福祉手当（重度障害者手当）の減額の見直し、経過措置の設定、算定根拠の開示及び適切な周知プロセスについて	
(陳情の要旨) 私は現在、障害により就労することができない状態にあり、生活保護費を受給しながら生活している。 昨今、物価高騰が長期化し、食費や光熱費をはじめ生活必需品の値上がりが続いており、生活保護費だけでは、医療、移動及び日常生活のサポートに要する費用等の負担が大きい障害者の生活を維持することが限界に達しつつある。 鹿児島市は、令和8年10月以降、市民福祉手当を減額することとしており、対象者に周知するため送付した「市民福祉手当の支給金額の変更について（お知らせ）」において、日常生活用具給付や障害福祉サービスなどの国の制度のほか、ゆうあい訪問給食などの本市独自制度など、各種支援制度が充実してきたこと等を減額理由として挙げている。 しかしながら、これらの制度は、障害の種別・等級・生活環境等に応じて利用要件が定められており、全ての障害者が等しく利用できるものではない。実際には、これらの制度を利用できず、市民福祉手当のみが頼みの綱となっている対象者も少なくない中で、他制度の充実を一律の減額理由とすることは実情に即しておらず、到底納得できるものではない。 他自治体における独自の手当と比較した場合、さいたま市では心身障害者福祉手当として最高で月額5,000円（年額換算60,000円）、また、千葉県内の複数の市では最高で年額換算100,000円を超える福祉手当などが支給されている。 一方、本市の市民福祉手当はもともと年額24,000円（月額換算2,000円）と全国的にも非常に低い水準にあった中で、さらに半額の年額12,000円（月額換算僅か1,000円）に引き下げられることは、あまりにも過酷な措置であると言わざるを得ない。 特に本市の市民福祉手当は、生活保護制度における収入として認定されない取扱いとなっている点が大きな救いであり、物価高騰下における貴重な生活費として対象者の生活を維持する重要な役割を果たしてきた。しかし、この独自の仕組みがあるからこそ、支給金額が半額に減額された影響は、私のような働けない対象者にとって生活費の実質的な減少となり、生活を直撃している。	

加えて、生活保護受給者等の生活困窮層の生活基盤を揺るがす重大な変更が、対象者への十分な事前説明や意見聴取がないまま決定され、例年１０月に開始される申請受付の直前に通知されており、十分な周知期間が確保されていない。これは、行政への信頼を大きく損ねるものであり、到底承服できない。

財政状況による見直しの必要性は理解するものの、代替支援を受けられない対象者の実態を無視した一律の減額、他都市と比較して低い水準への引下げ及び周知期間を設けない制度変更には強い不服を感じざるを得ない。

ついては、鹿児島市議会においては、市民福祉手当の減額に関して必要な措置を講じるよう市へ働きかけることを強く求め、下記事項について陳情する。

記

1. 生活保護受給者等の生活困窮層に対し、一律に減額することなく従前の支給金額（年額 24,000 円）を維持すること。または、減額措置の適用除外、段階的な減額その他の代替的な生活支援策を講じること。
2. 市が減額の理由とする各種支援制度の充実について、各制度の対象とならない者や実際に制度を利用していない者の実態や利用率を検証すること。また、年額 12,000 円とした算定根拠及び内訳（財政上の試算、対象者数及び他事業との予算配分の比較等）を明確にした関係資料を公表するとともに、対象者へ分かりやすく説明すること。
3. 制度変更の実施に当たっては、対象者が制度変更に対応するための十分な周知期間と経過措置（令和 8 年度の支給金額を据え置くことや段階的な引下げ等）を設けること。
4. 支給金額の減額決定に至った検討・意思決定のプロセス及び対象者への周知時期・方法の適切性について市議会へ説明すること。